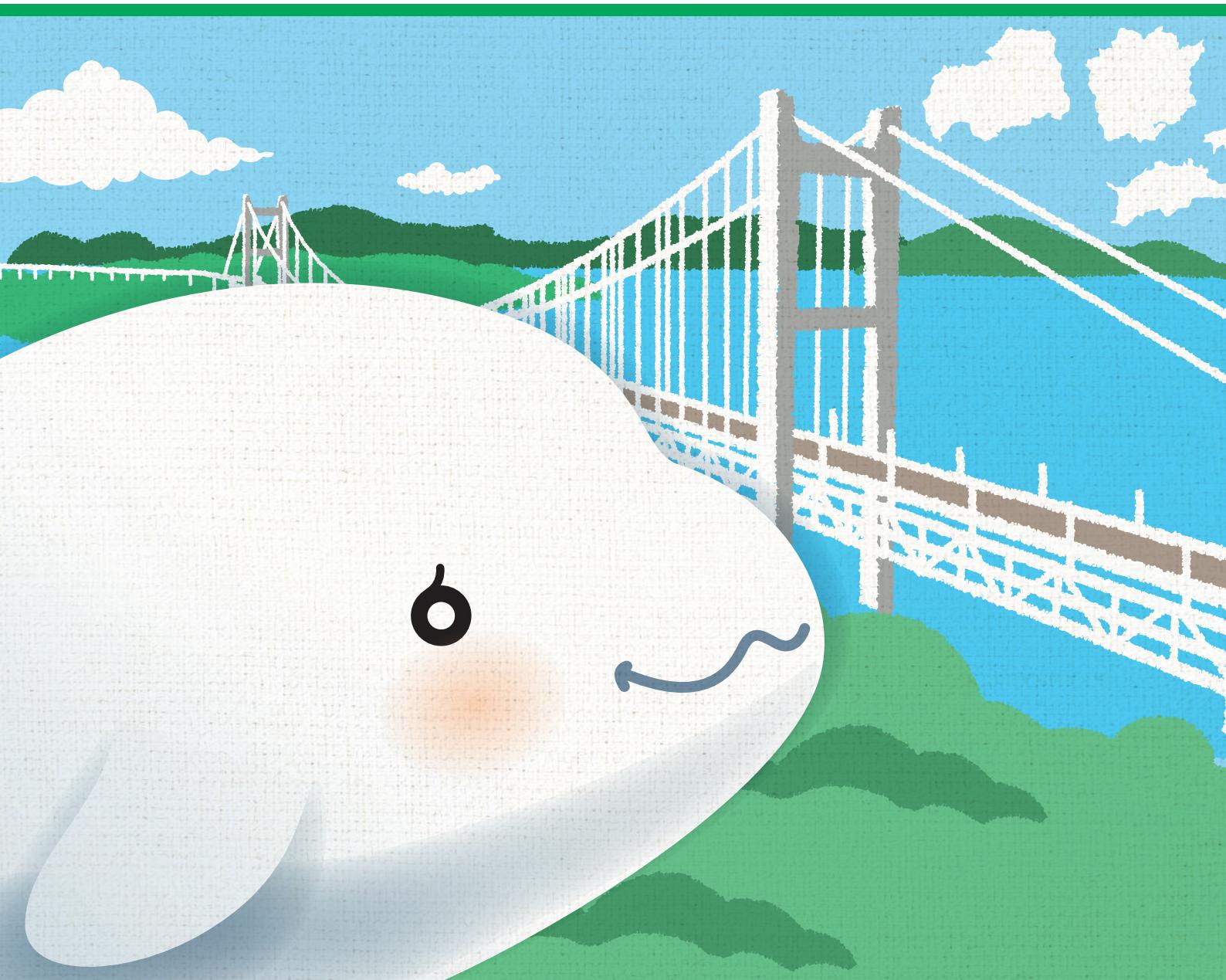


せとうち応援株式ファンド (愛称:せとうちサポーター)

追加型投信／内外／株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

〔委託会社〕〔ファンドの運用の指図を行う者〕

中銀アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号／中国財務局長(金商)第10号

〔受託会社〕〔ファンドの財産の保管および管理を行う者〕

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。

投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	内外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券(株式、一般))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)にてご確認いただけます。

委託会社の情報

委 託 会 社 名	中銀アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1987年11月9日
資 本 金	1億2,000万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	972億円

(2025年7月末現在)

- 「せとうち応援株式ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月16日に関東財務局長に提出しており、2025年9月17日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされております。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的

信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

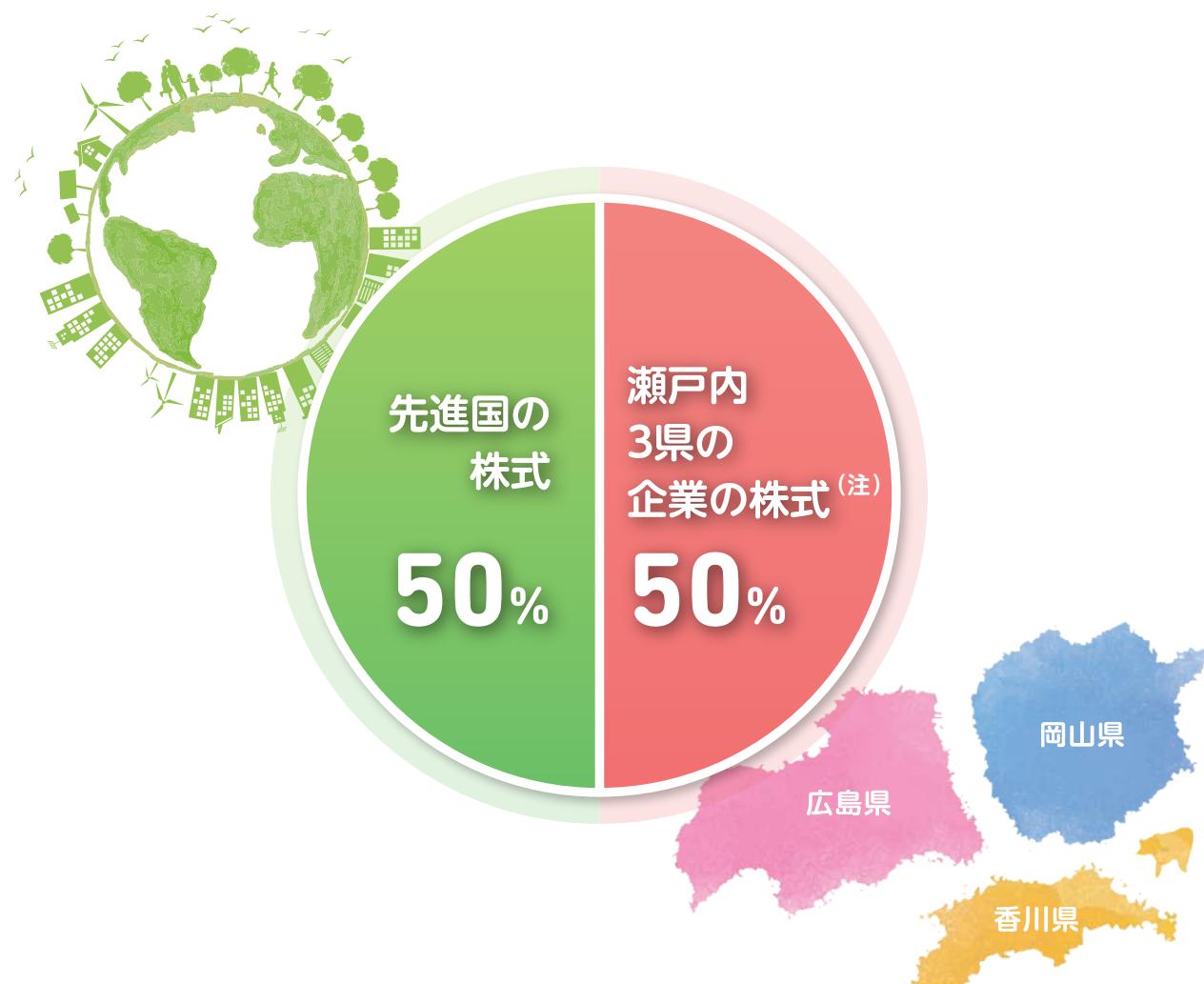
◆ 投資対象

瀬戸内3県の企業の株式および先進国の株式へ実質的に投資します。

※「瀬戸内3県の企業の株式」部分の運用は瀬戸内3県株式マザーファンドを通じて行います。

※「先進国の株式」部分の運用は先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド(適格機関投資家限定)を通じて行います。

■各資産について、以下の組入比率を目途に投資します。



(注)金融業を除きます。

※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

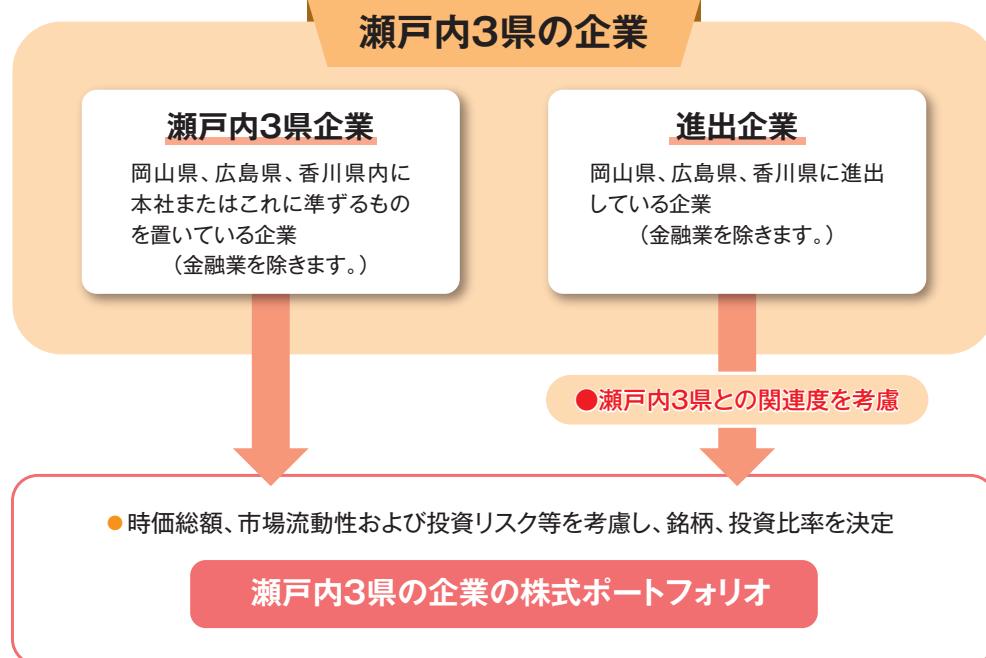
ファンドの目的・特色

◆ 各資産の投資方針

① 濑戸内3県の企業の株式

「瀬戸内3県の企業の株式」部分の運用にあたっては、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、瀬戸内3県の企業（金融業を除きます。）に投資します。

瀬戸内3県の企業とは



※「瀬戸内3県の企業の株式」部分の運用は瀬戸内3県株式マザーファンドを通じて行います。
当部分の運用について、くわしくは、6ページの「投資対象とする投資信託証券の概要 瀬戸内3県株式マザーファンド」をご参照下さい。

② 先進国の株式

「先進国の株式」部分の運用にあたっては、日本を除く先進国の株式に投資します。

- MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）をベンチマークとします。

*ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字をとったものです。

原則として、為替ヘッジを行いません。

※「先進国の株式」部分の運用は先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド（適格機関投資家限定）を通じて行います。
当部分の運用について、くわしくは、6ページの「投資対象とする投資信託証券の概要 先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド（適格機関投資家限定）」をご参照下さい。

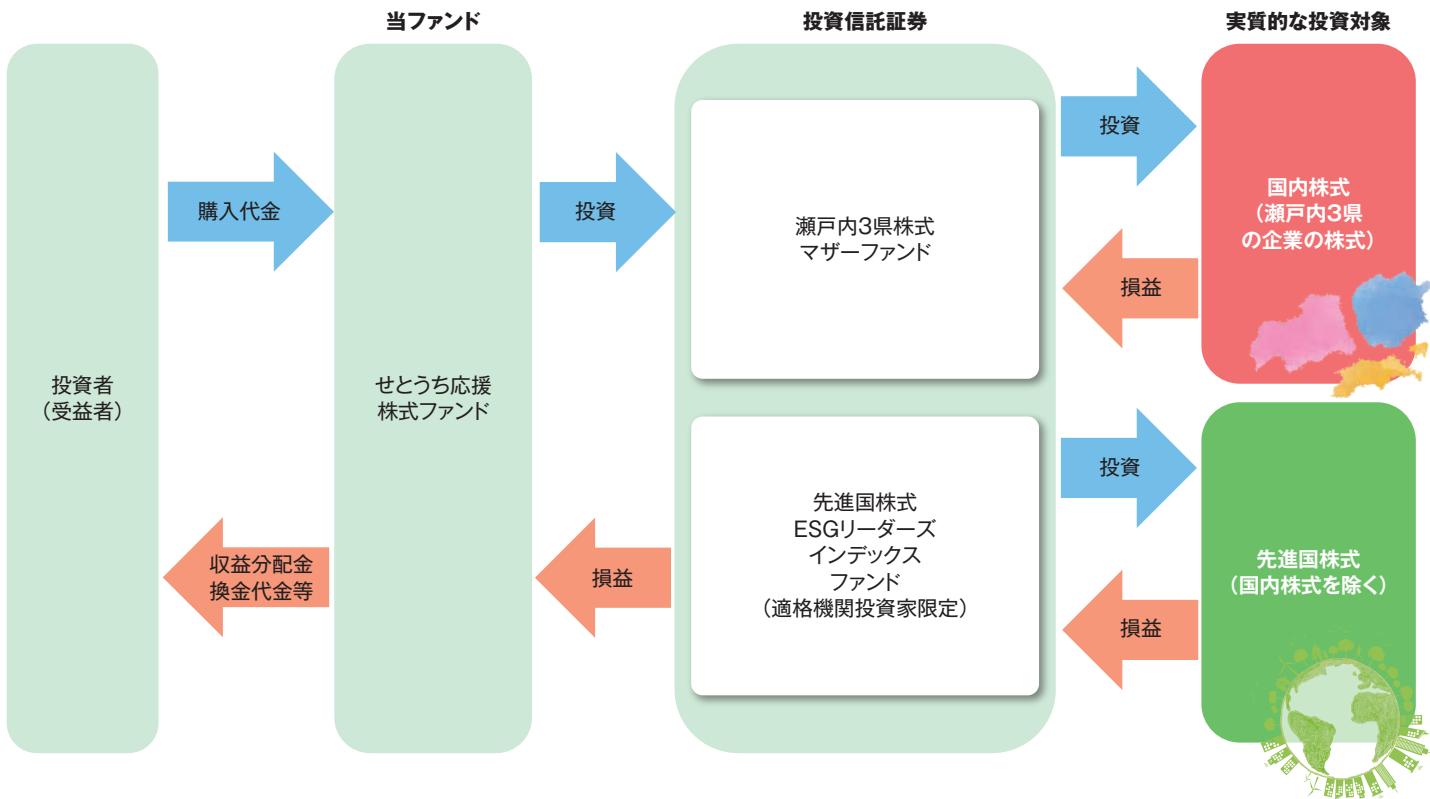
「MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）」について

MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）とは、MSCI Inc.が開発したMSCIコクサイESGリーダーズ指数（米ドルベース）をもとに三菱UFJアセットマネジメント株式会社が計算したものです。MSCIコクサイESGリーダーズ指数（米ドルベース）は、MSCI ESGリサーチが提供する企業格付けと調査を利用し、日本を除く先進国の株式から、業種内において相対的にESG（環境、社会、ガバナンス）評価が優れた企業で構成されています。MSCIコクサイESGリーダーズ指数（米ドルベース）に対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

◆ ファンドの仕組み

運用は主に以下の投資信託証券への投資を通じて、瀬戸内3県の企業の株式および先進国の株式へ実質的に投資するファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



◆ 主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。
- ・同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券を通じて行う場合において、デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

◆ 収益分配方針

毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・収益分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ・収益分配に充てなかつた留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

「MSCIコクサイESGリーダーズ指標」について

■ MSCIコクサイESGリーダーズ指標の構築プロセス

<ユニバース>

MSCI Inc.が算出する主要先進国および新興国の各地域株価指数を構成する銘柄

ESG適格基準

MSCI ESG格付け

不祥事スコア

ビジネス関与スクリーニング

ESG適格基準を満たさない企業を除外し、適格ユニバースを作成

各地域指数における各業種分類の時価総額50%を目標に、
MSCI ESG格付けが業種内で相対的に高い企業を選定

MSCI ACWI ESGリーダーズ指標*

日本を除く先進国の企業を採用し、時価総額に応じて比率調整

MSCIコクサイESGリーダーズ指標

- ・年次レビュー(毎年5月)において適格ユニバースを更新し、各業種分類時価総額の50%を目標に一定の条件に従って銘柄を選定
- ・四半期レビュー(毎年2・8・11月)において、ESG適格基準の継続採用条件を満たしていない既存構成銘柄を除外した上で、各業種分類時価総額の45%未満となる場合、一定の条件に従って50%の目標に達するまで銘柄を新規採用

*MSCI ACWI ESGリーダーズ指標とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の主要先進国および新興国の大型株・中型株の中から、業種内において、相対的にESG評価が優れた企業で構成されています。

■ESG適格基準

項目	内容	新規採用条件	継続採用条件
MSCI ESG 格付け	・各企業のESGに関するリスクと機会への対応力を調査・分析 ・各企業に係る主要な問題への対応力を同業他社と比較 ・AAA～CCCの7段階で各企業を評価(BBは最上位から5番目)	BB以上	BB以上
不祥事 スコア	・各企業の事業、製品やサービスがESGにネガティブな影響を与える不祥事の深刻度やその解決のための対策を0～10で評価(0が最低評価)	3以上	1以上
ビジネス 関与スクリーニング	・非人道的兵器と関連性を有するすべての企業、核兵器に関する製造やサービスに関するすべての企業を除外 ・民間銃器、たばこ、アルコール、通常兵器、ギャンブル、原子力、化石燃料抽出、石炭火力の製造、販売などに関連する事業から一定以上の売上や収益を得ている企業を除外		

■MSCI ESG格付けの評価項目

● 環境(Environment)

地球温暖化	自然資源	廃棄物管理	環境市場機会
二酸化炭素排出、 環境配慮融資など	水資源枯渇、 生物多様性と土地利用など	有害物質と廃棄物管理、 包装材廃棄物など	クリーンテクノロジー、 再生可能エネルギーなど

● 社会(Social)

人的資源	製品サービスの安全	ステークホルダーマネジメント	社会市場機会
労働マネジメント 労働安全衛生など	製品安全・品質、 製品化学物質安全など	透明性のある物資調達、 コミュニティ関係	金融へのアクセス、 ヘルスケアへのアクセスなど

● ガバナンス(Governance)

コーポレートガバナンス	企業行動
取締役会構成、 報酬など	企業倫理、 租税回避など

※産業により重要とされる項目が異なるため、全ての項目で評価するものではありません。

※ESG適格基準やMSCI ESG格付けの評価項目は、今後変更される可能性があります。

※MSCI Inc.の資料を基に中銀アセットマネジメントが作成

追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券の概要

◆瀬戸内3県株式マザーファンド

基　本　方　針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主　な　投　資　態　度	<p>①主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から、瀬戸内3県の企業（金融業を除きます。）に投資し、信託財産の成長を目指します。</p> <p>②瀬戸内3県の企業とは、岡山県、広島県、香川県内に本社またはこれに準ずるものを探している企業（以下、「瀬戸内3県企業」といいます。）および瀬戸内3県に進出している企業（以下、「進出企業」といいます。）とします。</p> <p>③瀬戸内3県企業の株式への投資については、時価総額、市場流動性及び投資リスク等を考慮して銘柄選定を行い、投資比率を決定します。</p> <p>④進出企業の株式への投資については、時価総額、瀬戸内3県との関連度及び投資リスク等を考慮して銘柄選定を行い、投資比率を決定します。</p> <p>⑤株式の組入比率は通常の状態で高位に維持することを基本とします。</p> <p>⑥ポートフォリオ構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。</p> <p>⑦株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>⑧運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用することができます。</p> <p>⑨資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。</p>
運　用　管　理　費　用 (信　託　報　酬)	ありません ※売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
信　託　財　産　留　保　額	ありません
委　託　会　社	中銀アセットマネジメント株式会社
受　託　会　社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

◆先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド(適格機関投資家限定)

基　本　方　針	この投資信託は、MSCIコクサイESGリーダーズ指数（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
投　資　態　度	<p>①先進国株式ESGインデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。</p> <p>②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用して株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。</p> <p>④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
マザーファンドの投　資　態　度	<p>①主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。</p> <p>②株式の組入比率は高位を維持することを基本とします。</p> <p>③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用して株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。</p> <p>④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
運　用　管　理　費　用 (信　託　報　酬)	純資産総額の年0.242%（年0.22%（税抜）） ※売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
信　託　財　産　留　保　額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.1%
委　託　会　社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受　託　会　社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

基準価額の変動要因

当ファンドは、実質的に国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

◆ 主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。 当ファンドが実質的に投資する株式の価格が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、当該外貨の円に対する為替相場の影響を受け変動します。 当ファンドが実質的に保有する外貨建資産について、当該外貨の為替相場が円安方向に進んだ場合には当ファンドの基準価額が上昇する要因となり、円高方向に進んだ場合には下落する要因となります。
信用リスク (デフォルトリスク)	有価証券等の価格は、その発行体の倒産、財務状況又は信用状況の悪化、債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。 当ファンドが実質的に保有する有価証券等の発行体にこうした状況が発生または予想される場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。
流動性リスク	大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。 これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入しておりません。

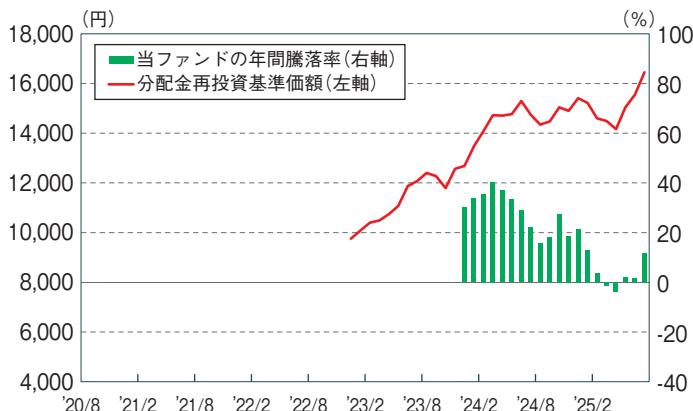
リスクの管理体制

- 委託会社では、各種社内規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っております。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額は、2022年12月末から2025年7月末です。

※年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なる場合があります。

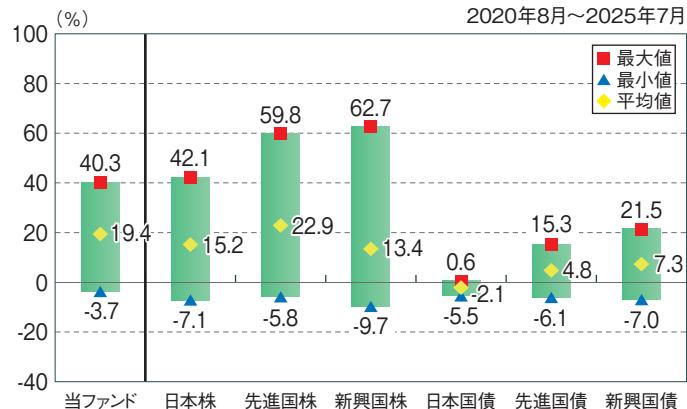
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しております。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しております。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記期間(当ファンドは2023年12月から2025年7月)の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※上記資産クラスの騰落率は2025年7月から60ヶ月遡った算出結果であり、当ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出・公表する、日本の株式を対象とした指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、世界の新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

2025年7月31日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移

2023年 12月	0円
2024年 12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※基準価額は1万口当たり、信託報酬等を控除後の値です。

※2025年7月31日時点では分配がありませんので、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

主要な資産の状況

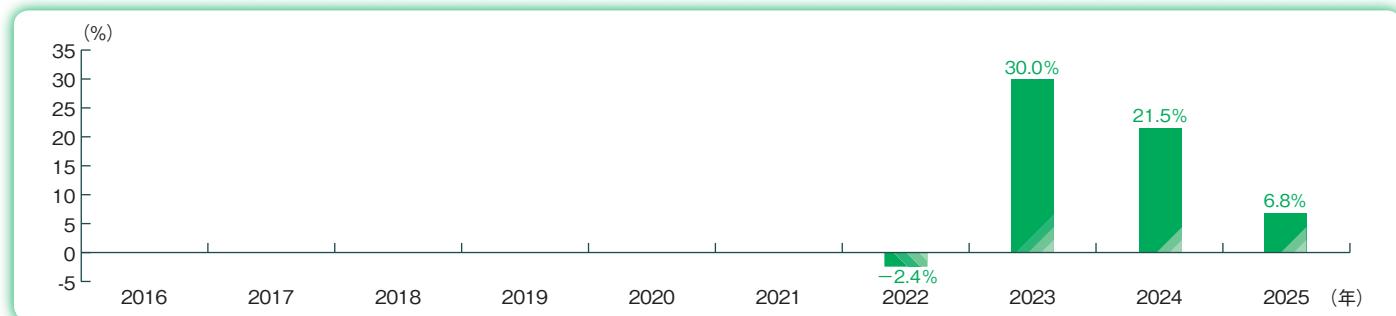
資産構成	比率
瀬戸内3県株式マザーファンド	50.0%
先進国株式ESGリーダーズインデックスファンド(適格機関投資家限定)	49.3%
コール・ローン、その他	0.8%
合計	100.0%

※比率は、純資産総額に対する割合です。

※主要な資産の状況の各組入比率は四捨五入して表示しておりますので、それを用いて計算すると誤差を生じることがあります。

※コール・ローン、その他には未収・未払い項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

年間收益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの收益率は基準価額で計算しております。

※2022年は当ファンド設定日から年末までの收益率を表示しております。

※2025年の收益率は年初から2025年7月31までの收益率を表示しております。

掲載データ等はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示しております。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入の申込期間	2025年9月17日～2026年3月13日 ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日は、購入・換金のお申込みができません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限(2022年12月16日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解消し、当該信託を終了する場合があります。 ①一部解約により残存口数が5億口を下回った場合 ②受益者のために有利であると認めた場合 ③やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年12月15日。ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回、毎決算日に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 (委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ・「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日目までにお支払いを開始します。 ・「分配金再投資コース」の場合、税引後、申込手数料なしで自動的に全額が再投資されます。 ※お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。
信託金の限度額	500億円とします。
公告	委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.chugin-am.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、毎計算期間(原則として、毎年12月16日から翌年12月15日までとします。)終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知りている受益者に、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。 ※確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 ※上記は2025年7月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入・換金の各お申込みの方法ならびに単位、分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金制度による購入・換金の各お申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

ファンドの費用・税金

◆ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続き等の対価
信託財産留保額	ありません。	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	日々の純資産総額に対して、 年率1.133% (税抜1.03%) を乗じて得た金額とします。 ※1万口あたりの信託報酬:運用期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数／365) 各支払先への配分(税抜)は次の通りです。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>配分(税抜)</th><th>対価として提供する役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>0.50%</td><td>各ファンドの運用、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.50%</td><td>分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.03%</td><td>信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table>	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容	委託会社	0.50%	各ファンドの運用、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価	販売会社	0.50%	分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価	受託会社
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容										
委託会社	0.50%	各ファンドの運用、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価										
販売会社	0.50%	分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価										
受託会社	0.03%	信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価										
投資対象とする 投資信託証券	運用管理費用(信託報酬)は日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および、毎計算期間末(毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日とします。))または信託終了のときファンドから支払われます。											
実質的な負担	投資対象ファンドの純資産総額に対して、 年率0.121%程度 (税抜0.11%程度) とします。 (運用および管理等にかかる費用)											
その他費用・ 手数料	他の費用・手数料として、投資者のみなさまの保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 -監査法人に支払われるファンドの監査費用 -有価証券等の売買時の売買委託手数料 -信託事務の処理に要する諸費用 等 ※監査費用は、日々のファンドの純資産総額に対して、年率0.0055%(税抜0.005%)を乗じた額をその費用の合計額とみなして、実際の費用に関わらずファンドからご負担いただきます。(監査費用とは、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用です。) ※投資対象とする投資信託証券においては、上記以外にもその他の費用・手数料・監査費用・信託財産留保額等が別途かかる場合があります。 ※上記の費用・手数料等については、売買条件等により異なるため、当ファンドにかかる監査費用の料率を除き、事前に金額または上限額等を記載することができません。											

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

手続・手数料等

◆ 税 金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の 差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2025年7月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

※外国税額控除の適用となつた場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◆ (参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.35%	1.13%	0.21%

※対象期間は2023年12月16日～2024年12月16日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする投資信託証券(以下、「投資先ファンド」といいます。)にかかる費用は、その他費用の比率(②)に含めています。

※投資先ファンドを含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

手続・手数料等

■指数の著作権等について

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数は、MSCI Inc.が独占的に所有しています。

MSCI Inc.およびMSCI指数は、MSCI Inc.およびその関係会社のサービスマークであり、委託会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると默示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc.とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc.により決定、作成、および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc.は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも默示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、默示的な保証を行うものではなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc.の関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc.の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc.に問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCI Inc.のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc.の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc.との関係を一切主張することはできません。

